

新潟市建設工事総合評価方式試行要領【新旧対照表】

新

旧

新潟市建設工事総合評価方式試行要領

新潟市建設工事総合評価方式試行要領

第1条～第10条（省略）

第1条～第10条（省略）

（入札及び開札）

（入札及び開札）

第15条 入札参加者は、公告に示す期間及び方法により入札しなければならない。開札は、公告に示す日時及び場所で行う。

第15条 入札参加者は、公告に示す期間及び方法により入札しなければならない。開札は、公告に示す日時及び場所で行う。

2 予定価格の範囲内で、総合評価点の最も高い入札参加者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となった者の入札価格が新潟市低入札価格調査実施要領第5条に該当する場合は、低入札価格調査を行う。

2 予定価格の範囲内で、総合評価点の最も高い入札参加者を落札候補者とする。

3 総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

~~4 落札候補者となった者の入札価格が新潟市低入札価格調査実施要領第5条に該当する場合は、低入札価格調査を行う。~~

3 総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

第16条～第24条（省略）

第16条～第24条（省略）

附 則

附 則

（施行期日）

（施行期日）

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）（省略）

（経過措置）（省略）